

鳥 栖 市 議 会 定 例 会 議 案

令 和 8 年 3 月

鳥 栖 市

3 月市議会定例会議案一覧表

議案甲第 1 号	鳥栖市防犯カメラの設置及び運用に関する条例	4
議案甲第 2 号	鳥栖市公告式条例の一部を改正する条例	8
議案甲第 3 号	鳥栖市行政区域審議委員会設置条例の一部を改正する条例	10
議案甲第 4 号	鳥栖市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例	11
議案甲第 5 号	鳥栖市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	13
議案甲第 6 号	鳥栖市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	15
議案甲第 7 号	鳥栖市税条例の一部を改正する条例	16
議案甲第 8 号	鳥栖市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	18
議案甲第 9 号	鳥栖市乳児等通園支援事業の実施に関する条例	19
議案甲第 10 号	鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	21
議案甲第 11 号	鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	25
議案甲第 12 号	鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	26
議案甲第 13 号	鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例	29
議案甲第 14 号	鳥栖市犬取締条例の一部を改正する条例	37
議案甲第 15 号	鳥栖市火入れに関する条例の一部を改正する条例	39
議案甲第 16 号	鳥栖市都市公園条例の一部を改正する条例	42
議案甲第 17 号	鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例	44
議案甲第 18 号	鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例	45
議案甲第 19 号	第 7 次鳥栖市総合計画後期基本計画の策定について	46
議案甲第 20 号	鳥栖市教育委員会委員の任命について	後送
議案甲第 21 号	鳥栖市固定資産評価審査委員会委員の選任について	後送
議案甲第 22 号	鳥栖市固定資産評価審査委員会委員の選任について	後送
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	後送
議案乙第 4 号	令和 7 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 7 号）	別冊
議案乙第 5 号	令和 7 年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊

議案乙第 6 号	令和 7 年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案乙第 7 号	令和 7 年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案乙第 8 号	令和 7 年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案乙第 9 号	令和 7 年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案乙第 10 号	令和 8 年度鳥栖市一般会計予算	別冊
議案乙第 11 号	令和 8 年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案乙第 12 号	令和 8 年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案乙第 13 号	令和 8 年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算	別冊
議案乙第 14 号	令和 8 年度鳥栖市水道事業会計予算	別冊
議案乙第 15 号	令和 8 年度鳥栖市下水道事業会計予算	別冊

議案甲第1号

鳥栖市防犯カメラの設置及び運用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における防犯カメラの設置及び運用に関し、基本原則及び必要な事項を定めることにより、防犯カメラの有用性に配慮しつつ、市民等の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防又はその早期解決を目的として、公共の場所に継続的に設置される撮影装置及び画像記録装置並びにこれらと電気通信回線を通じて接続される情報機器その他必要な関連機器で構成される一体的システム（建物及びその敷地の管理又は防災を目的として設置するものを除く。）をいう。
- (2) 公共の場所 道路、公園、広場その他規則で定める不特定多数の者が自由に通行し、又は利用する場所をいう。
- (3) 画像データ 画像記録装置により記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）であって、画像表示装置を用いて表示することにより、特定の個人を識別することができるものをいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通過する者をいう。
- (5) 撮影対象区域 防犯カメラの設置により、犯罪の予防をしようとする区域又は場所をいう。

(基本原則)

第3条 防犯カメラを設置し、又は運用するものは、市民等がその容貌及び姿態をみだりに撮影されない権利を有することに鑑み、防犯カメラの設置及び運用に当たっては、十分な配慮をしなければならない。

(設置運用基準の届出)

第4条 次に掲げるものは、公共の場所に防犯カメラを設置しようとするときには、規則で定めるところにより、防犯カメラの設置及び運用に関する基準（以下「設置運用基準」という。）を定め、これを市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 本市
- (2) 本市から事務又は事業の委託を受けた者及び本市から指定を受けた地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者

- (3) 自治会その他の地域的な共同活動を行う団体
- (4) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づく商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づく事業協同組合及び商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定に基づく商工会議所並びにこれらに準ずる団体として規則で定める団体
- (5) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項に規定する鉄道事業者
- (6) 鳥栖市防犯協会その他犯罪の予防に関する自主的な活動を行う団体
（設置者の義務）

第5条 前条の規定による届出の義務があるもの（以下「届出義務者」という。）は、防犯カメラの運用を適切に行うために、撮影対象区域ごとに管理責任者を置かなければならない。

- 2 届出義務者で防犯カメラを設置したもの（以下「設置者」という。）は、撮影対象区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨及び設置者の名称を表示しなければならない。
- 3 設置者は、防犯カメラを廃止したときには、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。
（取扱者の指定）

第6条 管理責任者は、設置された防犯カメラの機器操作を行う者（以下「取扱者」という。）を指定することができる。

- 2 管理責任者及び取扱者（以下「管理責任者等」という。）以外の者は、設置された防犯カメラの機器操作を行うことができない。ただし、緊急であり、かつ、やむを得ない場合は、管理責任者の許可を得て、管理責任者等以外の者が機器操作を行うことができるものとする。
- 3 前項ただし書の規定により機器操作を行った者は、行った機器操作の内容を管理責任者に報告しなければならない。
（設置者等の義務）

第7条 設置者及び管理責任者等（前条第2項ただし書の規定により機器操作を行う者を含む。以下同じ。）（以下「設置者等」という。）は、防犯カメラの適正な運用を図り、設置運用基準を遵守しなければならない。

- 2 設置者等は、防犯カメラで撮影した画像又は画像データから知り得た市民等の情報を他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。設置者等でなくなった後においても、同様とする。
（画像データの適正管理等）

第8条 設置者等は、画像データの漏えい、紛失又は毀損の防止その他の画像データの安全な管理を確保するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 画像データを記録した媒体は、施錠できる事務室内又はセキュリティの確保ができる設備に保管するとともに、常にその状況を点検すること。

- (2) 画像データの表示又は保存をする場合において、電気通信回線と接続している電子計算機を使用するときは、当該電子計算機に対する安全対策の措置を講ずること。
- (3) 画像データを記録した媒体を廃棄する際は、粉碎処分等確実に画像データの読み出しが不可能となる方法により行うこと。
- (4) 規則で定める保存期間を経過した画像データは、消去、記録された媒体の破砕その他の方法により復元できないよう適切に処理すること。

2 設置者等は、画像データを編集し、加工し、複製し、又は印刷してはならない。ただし、適法な請求により画像データを開示し、又は次条に規定する目的外利用若しくは外部提供をする場合は、この限りではない。

(目的外利用及び外部提供の制限)

第9条 設置者は、画像データを防犯カメラの設置目的以外に利用すること（以下「目的外利用」という。）又は第三者に提供すること（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 設置者は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、目的外利用又は外部提供をすることができる。

- (1) 画像データから識別される特定の個人の同意があるとき。
- (2) 法令に定めがあるとき。
- (3) 市民等の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(苦情処理)

第10条 市民等は、防犯カメラの設置及び運用並びに画像データの収集及び取扱いに関し、市長に対して苦情を申し立てることができる。

2 市長は、前項の申立てがあったときは、それを迅速かつ適切に処理するものとする。

(報告及び勧告)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、設置者等に対し、その設置し、又は管理する防犯カメラの管理及び運用の状況について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による報告において第4条から第9条までの規定に違反する行為があると認めるときは、設置者等に対し、規則で定めるところにより、当該違反する行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(本市が設置した防犯カメラの画像データの取扱い)

第12条 本市が設置した防犯カメラの画像データの取扱いについては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるところによる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に防犯カメラを設置しているもので、第4条第2号から第6号までのいずれかに該当するものは、この条例の施行の日から起算して3月以内に、当該防犯カメラの設置運用基準を定め、これを市長に届け出なければならない。

上記の議案を提出する。

令和8年3月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

防犯カメラの設置及び運用に関し、基本原則及び必要な事項を定めたいため、この案を提出する。

議案甲第2号

鳥栖市公告式条例の一部を改正する条例

鳥栖市公告式条例（昭和29年条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(条例の公布)</p> <p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に市長が署名しなければならない。</p> <p>2 条例の公布は、<u>市役所前</u>の掲示場に掲示して行う。</p>	<p>(条例の公布)</p> <p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に市長が署名（<u>地方自治法第16条第4項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。</u>）をしなければならない。</p> <p>2 条例の公布は、<u>ウェブサイトに掲載し、及び</u>掲示場に掲示して行う。</p>
<p>(規則の公布)</p> <p>第3条 <u>前条の規定は、規則の公布について準用する。</u></p>	<p>(規則の公布)</p> <p>第3条 <u>市長の定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前条第2項の規定は、前項の規則について準用する。</u></p>
<p>(規程の公表)</p> <p>第4条 <u>市長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印をおさなければならない。</u></p> <p>2 <u>第2条第2項の規定は、前項の規定について準用する。</u></p>	<p>(規程の公表)</p> <p>第4条 <u>第2条第2項及び前条第1項の規定は、市長の定める規程(同項の規則を除く。)で公表を要するものについて準用する。</u></p>
<p>(市の機関の定める規則及び規程の公表)</p> <p>第5条 <u>第2条の規定は、教育委員会を除く市の機関の定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「市長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(市の機関の定める規則及び規程の公表)</p> <p>第5条 <u>第2条第2項及び第3条第1項の規定は、市の機関(市長及び教育委員会を除く。)の定める規則及び規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同項中「市長名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と読み替えるものとする。</u></p>

2 第4条の規定は、教育委員会を除く市の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「市長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(告示等の公示)

第6条 第4条の規定は市長の発する告示及び公告に、第5条第2項の規定は教育委員会を除く市の機関の発する告示及び公告に準用する。

(施行期日の特例)

第7条 規則又は教育委員会を除く市の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

み替えるものとする。

(告示等の公示)

第6条 第2条第2項及び第3条第1項の規定は、市の機関（教育委員会を除く。）の発する告示及び公告に準用する。

(施行期日の特例)

第7条 市の機関(教育委員会を除く。)の定める規則又は規程は、当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項に括弧書を加える改正規定は、令和8年7月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和8年3月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

アナログ規制の見直しを図りたいため、この案を提出する。

議案甲第3号

鳥栖市行政区域審議委員会設置条例の一部を改正する条例

鳥栖市行政区域審議委員会設置条例（昭和30年条例第23号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(会議録) 第10条 会長は、会議ごとに会議録を作り、委員2人以上と共に署名<u>押印</u>するものとする。</p>	<p>(会議録) 第10条 会長は、会議ごとに会議録を作り、委員2人以上と共に署名するものとする。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和8年3月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

押印の見直しを図りたいため、この案を提出する。

議案甲第4号

鳥栖市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和5年条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(適用除外)</p> <p>第7条 次に掲げる手続等については、<u>第3条から前条までの規定</u>は、適用しない。</p> <p>(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの</p> <p>(2) <u>手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法</u>により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、<u>第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。</u>）</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる手続等については、<u>当該各号に定める規定</u>は、適用しない。</p> <p>(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの <u>第3条から前条までの規定</u></p> <p>(2) <u>申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項又は第4条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）</u> <u>第3条及び第4条の規定</u></p> <p>(3) <u>縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）</u> <u>第5条及び前条の規定</u></p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和8年3月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

アナログ規制の見直しを図りたいため、この案を提出する。

議案甲第5号

鳥栖市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

鳥栖市固定資産評価審査委員会条例（平成11年条例第17号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない</u>。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>審査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない</u>。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(実地調査)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない</u>。</p>	<p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 意見を聴いた委員及び調書を作成した書記</u></p> <p>(口頭審理)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 審査を行った委員及び調書を作成した書記</u></p> <p>(実地調査)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>

(1)～(4) 略

(議事についての調書)

第11条 略

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1)～(4) 略

(1)～(4) 略

(5) 調査を行った委員及び調書を作成した書記

(議事についての調書)

第11条 略

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 議事に関与した委員及び調書を作成した書記

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和8年3月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

押印等の見直しを図りたいため、この案を提出する。

議案甲第6号

鳥栖市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市職員の退職手当に関する条例（昭和29年条例第75号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(退職手当の支払) 第2条の3 この条例の規定による退職手当は、この条例の規定によりその支給を受けるべき者の同意を得た場合には、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の規定により指定した金融機関を支払人とする小切手を振り出す方法により支払うことができる。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(退職手当の支払) 第2条の3 この条例の規定による退職手当は、この条例の規定によりその支給を受けるべき者から申出があった場合には、<u>その全部又は一部をその者の預金又は貯金への振込みの方法により支払うことができる。</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和8年3月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

退職手当の支払方法を整理したいため、この案を提出する。

議案甲第7号

鳥栖市税条例の一部を改正する条例

鳥栖市税条例（昭和29年条例第34号）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第33条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは<u>金銭</u>を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第33条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) <u>所得税法第78条第2項第2号及び第3号</u>に掲げる寄附金（<u>同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。</u>）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条の規定により佐賀県知事又は佐賀県教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託に対して支出した金銭</u></p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第33条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第33条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) <u>所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条又は同法附則第4条第1項の規定により佐賀県知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務</u></p>

ウ ア及びイに掲げるもののほか、特に福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるところにより市長が指定した寄附金又は金銭

2 略

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

附 則

この条例は、令和9年1月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和8年3月2日

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、条例を改正したいため、この案を提出する。

に関連する寄附金

ウ ア及びイに掲げるもののほか、特に福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるところにより市長が指定した寄附金

2 略

附 則

鳥栖市長 向 門 慶 人

議案甲第8号

鳥栖市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

(運営に関する基準)

第3条 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、府令の定めるところによる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和8年3月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めたいため、この案を提出する。

議案甲第9号

鳥栖市乳児等通園支援事業の実施に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市が運営する保育所において実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業実施施設)

第2条 事業を実施する施設（以下「施設」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 鳥栖市立保育所鳥栖いづみ園
- (2) 位置 鳥栖市藤木町2362番地2

(利用の対象者)

第3条 施設を利用することができる者は、生後6か月から満3歳未満の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の15の規定により乳児等支援給付認定を受けた子ども（以下「子ども」という。）とする。

- 2 施設を利用しようとする子どもの保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。）は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。
- 3 市長は、施設の利用定員を超えない範囲で利用の許可をすることができる。

(休業日等)

第4条 休業日は、鳥栖市保育所運営規則（昭和41年規則第12号）第8条に規定する休日のほか、規則で定める。

- 2 事業を実施する時間は、鳥栖市保育所運営規則第7条に規定する保育時間内において規則で定める。

(利用時間等)

第5条 子ども1人当たりの1日の利用時間の上限は、規則で定める。

- 2 子ども1人当たりの1月の利用時間の上限は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の32に定める時間とする。

(利用許可の取消し)

第6条 市長は、施設を利用する子どもが法第30条の18第1項の規定により乳児等支援給付認定が取り消されたときは、第3条第3項に定める許可を取り消すことができる。

(利用料)

第7条 施設の利用料は、子ども1人につき1時間までごとに300円とする。

2 前項の利用料は、規則に定める方法で納めなければならない。

(利用料の減免)

第8条 市長は、施設を利用しようとする子どもが属する世帯が規則で定める世帯である場合は、規則で定める額の利用料を減額し、又は免除することができる。

(利用料の還付)

第9条 既納の利用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第2項の規定による許可について必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

上記の議案を提出する。

令和8年3月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

乳児等通園支援事業の実施について必要な事項を定めたいため、この案を提出する。

議案甲第10号

鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和55年条例第19号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(助成の制限)</p> <p>第4条 助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、次条の規定にかかわらず、この条例に定める<u>医療費を助成しない</u>。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 当該母子家庭の母若しくは当該父子家庭の父若しくは当該父母のない児童の養育者、<u>それらの配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でそれらの者と生計を同じくするもの（以下「扶養義務者」という。）の前年の所得が、それぞれ次に掲げる額以上であるとき。</u></p> <p>ア 母子家庭の母及び父子家庭の父 児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）<u>第2条の4第2項に定める額</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 母子家庭の母若しくは父子家庭の父若しくは父母のない児童の養育者の配偶者又は扶養義務者 政令第2条の4第7項に定める額</p> <p>(助成の額)</p>	<p>(助成の制限)</p> <p>第4条 助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、次条の規定にかかわらず、この条例に定める<u>医療費の助成は行わないものとする</u>。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 当該母子家庭の母、<u>当該父子家庭の父若しくは当該父母のない児童の養育者又はそれらの配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でそれらの者と生計を同じくするもの（以下「扶養義務者」という。）の前年の所得が、それぞれ次に掲げる額以上であるとき。</u></p> <p>ア 母子家庭の母及び父子家庭の父 児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）<u>第2条の4第2項第1号に定める額</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 母子家庭の母、<u>父子家庭の父若しくは父母のない児童の養育者の配偶者又は扶養義務者</u> 政令第2条の4第7項に定める額</p> <p>(助成の額)</p>
<p>第5条 市長は、<u>助成対象者に係る保険給付につき、助成対象者又はその保護者が支払った一部負担金（社会保険各法による附</u></p>	<p>第5条 市長は、<u>助成対象者が保険医療機関等において保険給付を受けた場合は、保険医療機関等が保険者に請求する診療報酬</u></p>

加給付又は他の法令等の規定により国又は地方公共団体が負担する医療給付があるときは、一部負担金からその額を控除した額)から、各月500円の自己負担額を控除した額を助成するものとする。

(受給資格証の交付)

第7条 略

2 受給資格証の有効期間は、交付した日から最初に到来する8月31日までとし、毎年9月1日に更新する。

(給付の方法)

第9条 第5条に定める助成金の給付は、規則で定めるところにより、受給資格者の申請に基づき行うものとする。

明細書ごとに、その一部負担金に相当する額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額を、次条の規定により受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)に対し助成するものとする。

(1) 保険医療機関等への入院に係る保険給付を受けた場合 1月につき500円

(2) 前号に掲げるもの以外に係る保険給付を受けた場合 1回につき500円(一部負担金の額が500円に満たない場合は、当該一部負担金の額)。ただし、保険給付を2回以上受ける場合の2回目以降については、0円

2 前項の規定にかかわらず、市長は、助成対象者が薬局において保険給付を受けた場合は、一部負担金に相当する額の全額を、受給資格者に対し助成するものとする。

3 第1項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う病院又は診療所は、歯科診療及び歯科診療以外の診療につきそれぞれ個別の保険医療機関等とみなす。

4 第1項及び第2項の規定による助成は、他の法令等により国又は地方公共団体による医療給付を受けた場合及び社会保険各法の規定に基づき規則、定款等により付加給付等を受ける定めがある場合は、当該助成額からその額を除くものとする。

(受給資格証の交付)

第7条 略

2 受給資格証の有効期間は、交付した日から最初に到来する10月31日までとし、毎年11月1日に更新する。

(給付の方法)

第9条 市長は、ひとり親家庭等医療費として支給すべき費用を、保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

2 市長は、前項に定める申請があったときは、その内容を審査し、助成金を決定し、申請者に給付するものとする。

3 第1項に定める申請の期間は、助成に係る医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内とする。

(届出の義務)

第10条 略

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 この条例による給付を受ける権利は、他に譲り渡し、又は担保に供することができない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。ただし、第10条に1項を加える改正規定及び附則第3項の規定は令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年10月31日以前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 令和8年8月31日において受給資格の認定を受けている者又は令和8年9月1日から10月31日までの間に新たに受給資格の認定を受ける者の受給資格証の有効期間については、この条例による改正前の鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第7条第2項の規定にかかわらず、令和8年10月31日までとする。

上記の議案を提出する。

令和8年3月2日

2 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対しひとり親家庭等医療費の支給があったものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、社会保険各法による療養費の支給がなされたとき、又は受給者がすでに保険医療機関等で一部負担金を支払っているときは、受給者の申請に基づき、助成すべき額を支払うことにより、医療費の助成を行うことができる。

4 前項の申請は、助成に係る医療を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内に行わなければならない。

(届出の義務)

第10条 略

2 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第23条の規定による届出があったときは、その届出と同一の事由に基づく前項の規定による届出があったものとみなす。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 この条例による助成を受ける権利は、他に譲り渡し、又は担保に供することができない。

(提案理由)

ひとり親家庭等の医療費助成について、助成の方法を見直し、及び利便性の向上を図りたいため、この案を提出する。

議案甲第11号

鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例（昭和49年条例第7号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(届出等の義務) 第9条 略 <u>2</u> 略	(届出等の義務) 第9条 略 <u>2</u> 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第23条の規定による届出があったときは、その届出と同一の事由に基づく前項の規定による届出があったものとみなす。 <u>3</u> 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和8年3月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

アナログ規制の見直しを図りたいため、この案を提出する。

議案甲第12号

鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和58年条例第5号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に該当する者であって、本市に住所を有し、又は本市を住所地特例地とするものとする。</p> <p>(1) 規則で定める<u>社会保険各法</u>（以下「<u>社会保険各法</u>」という。） <u>又は高齢者の医療の確保に関する法律</u>（昭和57年法律第80号）による被保険者、<u>組合員</u>又は被扶養者</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(助成額)</p> <p>第4条 医療費の助成の額は、対象者の医療費について、<u>社会保険各法の規定による保険給付</u>又は<u>高齢者の医療の確保に関する法律による医療の給付</u>を受ける者が負担すべき額から1人につき月額500円を控除した額とする。ただし、当該医療費について、法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付及び保険者等の負担による附加給付等がある場合、損害賠償を受けた場合又は第2条第1号、第2号若しくは第4号のいずれかに該当する者を除く<u>重度精神障害者が</u>医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床における<u>入院を要した場合は</u>、その額を控除した額</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号の<u>いずれにも</u>該当する者であって、本市に住所を有し、又は本市を住所地特例地とするものとする。</p> <p>(1) 規則で定める<u>医療保険各法</u>（以下「<u>医療保険各法</u>」という。）による被保険者又は被扶養者</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(助成額)</p> <p>第4条 医療費の助成の額は、対象者の医療費について、<u>医療保険各法の規定による保険給付</u>を受ける者が負担すべき額から1人につき月額500円を控除した額とする。ただし、当該医療費について、法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付及び保険者等の負担による附加給付等がある場合、損害賠償を受けた場合又は第2条第1号、第2号若しくは第4号のいずれかに該当する者を除く<u>重度精神障害者の医療法</u>（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床における<u>入院に要した費用が含まれる場合は</u>、その額を控除した額とする。</p>

とする。

2 前項に規定する保険給付とは、社会保険各法の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費を、医療の給付とは、疾病及び負傷の治療に要する療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費及び高額療養費をいう。ただし、食事療養に関するものは除くものとする。

(受給資格の登録)

第6条 医療費の支給を受けようとする対象者(以下「受給資格者」という。)は、規則で定めるところにより受給資格の登録を受けなければならない。

(助成の申請)

第7条 受給資格者が助成金の支給を受けようとするときは、原則として医療を受けた日の属する月の末日から1年以内に、市長に申請するものとする。ただし、受給資格者の死亡等により受給資格者が申請することができないときは、当該世帯の世帯主又は市長が適当と認める者が申請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない事情により医療を受けた日の属する月の末日から1年以内に申請することができないと市長が認めたときは、この限りでない。

(届出義務)

第9条 受給資格者は、規則で定める事項について変更があつたときは、速やかに市長に届出なければならない。

2 前項に規定する保険給付とは、医療保険各法の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費をいう。ただし、食事療養に関するものは除くものとする。

(受給資格の登録)

第6条 医療費の助成を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより受給資格の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により登録を受けた対象者(前条第1項の規定により医療費の助成を受けられない者を除く。以下「受給資格者」という。)に受給資格証を交付するものとする。

(助成の申請)

第7条 受給資格者が助成金の支給を受けようとするときは、原則として医療を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内に、市長に申請するものとする。ただし、受給資格者の死亡等により受給資格者が申請することができないときは、当該世帯の世帯主又は市長が適当と認める者が申請するものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない事情により医療を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内に申請することができないと市長が認めたときは、この限りでない。

(届出義務)

第9条 受給資格者は、規則で定める事項について変更があつたときは、速やかに市長に届出なければならない。

2 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第23条の規定による届出があったときは、その届出と同一の事由に基づく前項の規定による届出があったものとみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和8年3月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

（提案理由）

アナログ規制の見直し等を図りたいため、この案を提出する。

議案甲第13号

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鳥栖市国民健康保険条例（昭和34年条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第8条 前条第2項の所得割額（退職所得に係る所得割を除く。）は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>9.76</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第8条 前条第2項の所得割額（退職所得に係る所得割を除く。）は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>9.55</u>を乗じて算定する。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第8条の3 第7条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第9条の3及び第22条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第8条の3 第7条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第9条の3及び第22条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が</p>

属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第9条の3及び第22条第1項において同じ。）以外の世帯

33,500円

(2) 特定世帯 16,750円

(3) 特定継続世帯 25,125円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第9条の2 第7条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,700円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

第9条の3 第7条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,300円

(2) 特定世帯 5,150円

(3) 特定継続世帯 7,725円

（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）

第10条 第7条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.33を乗じて算定する。

（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）

第10条の2 第7条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11,600円とする。

（介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額）

第10条の3 第7条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,100円とする。

属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第9条の3及び第22条第1項において同じ。）以外の世帯

33,800円

(2) 特定世帯 16,900円

(3) 特定継続世帯 25,350円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第9条の2 第7条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,900円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

第9条の3 第7条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,600円

(2) 特定世帯 5,300円

(3) 特定継続世帯 7,950円

（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）

第10条 第7条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.22を乗じて算定する。

（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）

第10条の2 第7条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11,300円とする。

（介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額）

第10条の3 第7条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,600円とする。

(国民健康保険税の減額)

第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第7条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以

(国民健康保険税の減額)

第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第7条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以

下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の
場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数
から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加
算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 略

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等
割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 23,450
円

(イ) 特定世帯 11,725円

(ウ) 特定継続世帯 17,588円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税
額の被保険者均等割額 被保険者(第6条第2項に規定す
る世帯主を除く。)1人について 6,790円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税
額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それ
ぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,210円

(イ) 特定世帯 3,605円

(ウ) 特定継続世帯 5,408円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護
納付金課税被保険者(第6条第2項に規定する世帯主を除
く。)1人について 8,120円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯
について 4,270円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所
得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにそ
の世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所

下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の
場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数
から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加
算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 略

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等
割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 23,660
円

(イ) 特定世帯 11,830円

(ウ) 特定継続世帯 17,745円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税
額の被保険者均等割額 被保険者(第6条第2項に規定す
る世帯主を除く。)1人について 6,930円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税
額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それ
ぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,420円

(イ) 特定世帯 3,710円

(ウ) 特定継続世帯 5,565円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護
納付金課税被保険者(第6条第2項に規定する世帯主を除
く。)1人について 7,910円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯
について 3,920円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所
得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにそ
の世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所

属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、
430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数
に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被
保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円
を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該
当する者を除く。)

ア 略

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等
割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,750

円

(イ) 特定世帯 8,375円

(ウ) 特定継続世帯 12,563円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税
額の被保険者均等割額 被保険者(第6条第2項に規定す
る世帯主を除く。)1人について 4,850円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税
額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それ
ぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,150円

(イ) 特定世帯 2,575円

(ウ) 特定継続世帯 3,863円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護
納付金課税被保険者(第6条第2項に規定する世帯主を除
く。)1人について 5,800円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯
について 3,050円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所

属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、
430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数
に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被
保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円
を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該
当する者を除く。)

ア 略

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等
割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,900

円

(イ) 特定世帯 8,450円

(ウ) 特定継続世帯 12,675円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税
額の被保険者均等割額 被保険者(第6条第2項に規定す
る世帯主を除く。)1人について 4,950円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税
額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それ
ぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,300円

(イ) 特定世帯 2,650円

(ウ) 特定継続世帯 3,975円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護
納付金課税被保険者(第6条第2項に規定する世帯主を除
く。)1人について 5,650円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯
について 2,800円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所

得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 略

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,700円

(イ) 特定世帯 3,350円

(ウ) 特定継続世帯 5,025円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,940円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,060円

(イ) 特定世帯 1,030円

(ウ) 特定継続世帯 1,545円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,320円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,220円

得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 略

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,760円

(イ) 特定世帯 3,380円

(ウ) 特定継続世帯 5,070円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,980円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,120円

(イ) 特定世帯 1,060円

(ウ) 特定継続世帯 1,590円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,260円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,120円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 略

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯

1, 455円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯

2, 425円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯

3, 880円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4, 850円

3 略

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 略

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯

1, 485円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯

2, 475円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯

3, 960円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4, 950円

3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の鳥栖市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和8年3月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

国民健康保険税の税率を改定したいため、この案を提出する。

議案甲第14号

鳥栖市犬取締条例の一部を改正する条例

鳥栖市犬取締条例（昭和47年条例第23号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、犬による人、農作物、家畜、<u>その他</u>（以下「人畜等」という。）の被害を防止し、<u>もって</u>住民の日常生活の安全を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 野犬 飼い主のない犬をいう。</u></p> <p><u>(4) けい留 飼い犬を丈夫なくさり若しくは綱でつなぎ、又はおり、さく若しくは障壁の中に入れて、その行動を一定範囲に制限しておくことをいう。</u></p> <p>(飼い主のとるべき措置)</p> <p>第3条 飼い主は、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>(1) 飼い犬を人畜等に被害を与えないように<u>けい留</u>すること。</p> <p>(2) 飼い犬を<u>けい留</u>している場所から連れ出す場合は、人畜等に被害を与えないように、<u>丈夫なくさり</u>又は綱でつなぎ、かつ、かむおそれのあるときは、口輪をかけること。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 前項第1号及び第2号の規定は、次の各号のいずれかに該当</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、犬による人、農作物、家畜<u>その他</u>（以下「人畜等」という。）の被害を防止し、<u>もって</u>住民の日常生活の安全を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 係留 飼い犬を丈夫な鎖若しくは綱でつなぎ、又はおり、さく若しくは障壁の中に入れて、その行動を一定範囲に制限しておくことをいう。</u></p> <p>(飼い主のとるべき措置)</p> <p>第3条 飼い主は、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>(1) 飼い犬を人畜等に被害を与えないように<u>係留</u>すること。</p> <p>(2) 飼い犬を<u>係留</u>している場所から連れ出す場合は、人畜等に被害を与えないように、<u>丈夫な鎖</u>又は綱でつなぎ、かつ、かむおそれのあるときは、口輪をかけること。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 前項第1号及び第2号の規定は、次の各号のいずれかに該当</p>

する場合には、これを適用しない。

(1) 警察犬又は狩りょう犬である飼い犬を、その目的のため使用する時。

(2)・(3) 略

(野犬の薬殺等)

第5条 市長は、野犬による人畜等に対する被害を防止するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ指定する者に薬物を使用して野犬を捕獲又は薬殺（以下「薬殺等」という。）させることができる。

2 市長は、前項に規定する薬殺等を行うときは、あらかじめその期間、区域及び方法を定め、飼い犬及び人畜等に被害をおよぼさないよう当該区域内及びその周辺地区住民に対し、その旨を周知徹底させなければならない。

3 市長は、前項の規定による野犬の薬殺等を行う期間中に、第3条第1項第1号又は第2号に違反する飼い犬が薬殺等されても、その損害の補償は行わないものとする。

第6条～第8条 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和8年3月2日

(提案理由)

犬の取締りについて見直しを図りたいため、この案を提出する。

する場合には、これを適用しない。

(1) 警察犬又は狩猟犬である飼い犬を、その目的のため使用する時。

(2)・(3) 略

第5条～第7条 略

鳥栖市長 向 門 慶 人

議案甲第15号

鳥栖市火入れに関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市火入れに関する条例（昭和59年条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の5日前までに、申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 申請者が、請負（委託）契約に基づき火入れを行おうとする者である<u>場合</u>には、請負（委託）契約書の写し</p> <p>2 略</p> <p>(許可の面積)</p> <p>第7条 1団地における1回の火入れの許可の面積は、1ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を1ヘクタール以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合に<u>あつては</u>、市長はこれを超えて許可をすることができる。</p> <p>(防火帯の設置)</p> <p>第11条 火入責任者は、火入地の周囲に幅3メートル以上（火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については6メートル以上）の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の5日前までに、申請者（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 申請者が、請負（委託）契約に基づき火入れを行おうとする者である<u>とき</u>には、請負（委託）契約書の写し</p> <p>2 略</p> <p>(許可の面積)</p> <p>第7条 1団地における1回の火入れの許可の面積は、1ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を1ヘクタール以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合に<u>あつては</u>、市長はこれを超えて許可をすることができる。</p> <p>(防火帯の設置)</p> <p>第11条 火入責任者は、火入地の周囲に幅3メートル以上（火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については6メートル以上）の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延</p>

焼のおそれがないようにしなければならない。

2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、堰等によつて防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

(火入従事者)

第12条 火入者は、火入りに当たつては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者（以下「火入従事者」という。）を配置しなければならない。

(1) 略

(2) 0.5ヘクタールを超える場合にあつては、その超える面積0.1ヘクタールにつき1人を前号の人数に加えて得た人数以上

2・3 略

(火入れの方法)

第13条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かつて行わなければならない。

2 略

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行つてはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

焼のおそれがないようにしなければならない。

2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、堰等によつて防火帯と同等の効果が認められるときは、その設置を省略することができる。

(火入従事者)

第12条 火入者は、火入りに当たつては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者（以下「火入従事者」という。）を配置しなければならない。

(1) 略

(2) 0.5ヘクタールを超えるときにあつては、その超える面積0.1ヘクタールにつき1人を前号の人数に加えて得た人数以上

2・3 略

(火入れの方法)

第13条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かつて行わなければならない。

2 略

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報、乾燥注意報、林野火災に関する注意報、林野火災に関する警報又は火災警報が発せられたときには、火入れを行つてはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、乾燥注意報、林野火災に関する注意報、林野火災に関する警報、若しくは火災警報が発せられたときには、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第15条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、市長及び鳥栖・三養基地区消防事務組合消防長（以下「消防長」という。）に連絡することのできる体制を確保しておかなければならない。

(消防長への通知等)

第16条 市長は、火入れの許可を行った場合には、消防長にその旨通知するものとする。

2～4 略

(緊急連絡体制の整備)

第15条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、市長及び鳥栖・三養基地区消防事務組合消防長（以下「消防長」という。）に連絡することのできる体制を確保しておかなければならない。

(消防長への通知等)

第16条 市長は、火入れの許可を行ったときには、消防長にその旨を通知するものとする。

2～4 略

様式第2号中「殿」を「様」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和8年3月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例の一部改正に伴い、条例を改正したいため、この案を提出する。

議案甲第16号

鳥栖市都市公園条例の一部を改正する条例

鳥栖市都市公園条例（昭和53年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(行為の制限)</p> <p>第2条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 花火及び<u>キャンプファイヤー</u>等火気を使用すること。</p> <p>2～5 略</p> <p>(公示の方法等)</p> <p>第10条の2 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる事項を、当該公示を始めた日から起算して14日間、<u>市役所前の掲示場</u>に掲示することにより行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 市長は、保管した工作物等のうち特に貴重と認められるものについて、前項の公示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、当該公示の要旨を鳥栖市報に掲載するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>別表</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第2条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 花火及び<u>キャンプファイヤー</u>等火気を使用すること。</p> <p>2～5 略</p> <p>(公示の方法等)</p> <p>第10条の2 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる事項を、当該公示を始めた日から起算して14日間、<u>ウェブサイトに掲載し、及び</u>掲示場に掲示することにより行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 市長は、保管した工作物等のうち特に貴重と認められるものについて、前項の公示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、当該公示の要旨を<u>ウェブサイト</u>に掲載し、及び鳥栖市報に掲載するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>別表</p>

使用目的	単位	金額	使用目的	単位	金額		
略			略				
第2条第1項 各号に掲げる 行為をする場 合	略		第2条第1項 各号に掲げる 行為をする場 合	略			
	露天営業	1平方メートル		12円	露店営業	1平方メートル	12円
	略			略			
	花火、キャンプファイヤー等火気を使用するもの	1日		1,000円	花火、キャンプファイヤー等火気を使用するもの	1日	1,000円
備考 略			備考 略				

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和8年3月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

アナログ規制の見直し等を図りたいため、この案を提出する。

議案甲第17号

鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例

鳥栖市駐車場条例（平成10年条例第14号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(休止)</p> <p>第10条 市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。この場合において、当該駐車場の見やすい箇所に<u>その旨を掲示しなければならない。</u></p>	<p>(休止)</p> <p>第10条 市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。この場合において、<u>その旨をウェブサイトに掲載し、及び当該駐車場の見やすい箇所に掲示しなければならない。</u></p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和8年3月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

アナログ規制の見直しを図りたいため、この案を提出する。

議案甲第18号

鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例

鳥栖市営住宅条例（平成9年条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(入居者の公募の方法) 第7条 略 2 前項の公募は、次の各号に掲げる方法によって行うものとする。 (1) 略 (2) <u>市の広報紙</u> への掲載 3 略	(入居者の公募の方法) 第7条 略 2 前項の公募は、次の各号に掲げる方法によって行うものとする。 (1) 略 (2) <u>ウェブサイト及び鳥栖市報</u> への掲載 3 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和8年3月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

アナログ規制の見直しを図りたいため、この案を提出する。

議案甲第19号

第7次鳥栖市総合計画後期基本計画の策定について

第7次鳥栖市総合計画後期基本計画を別冊のとおり策定したいので、鳥栖市議会の議決すべき事件に関する条例（平成26年条例第17号）第2条第2号の規定により、市議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和8年3月2日

鳥栖市長 向 門 慶 人